イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医、外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医又は耳鼻咽喉科専門医であること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3)　薬剤師が配置されていること。

(4)　緊急手術体制が整備されていること。

(5)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(7)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(8)　検体について、適切な容器を用いて冷蔵保存するとともに、受託医療機関が採取した時から四十八時間以内に検査を行えるように搬送できる体制を有していること。

第二項に次の一号を加える。

百　網膜芽細胞腫の遺伝子診断（網膜芽細胞腫患者又は当該患者の血族（当該患者の疾患が遺伝性疾患である場合に限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　眼科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　眼科及び小児科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3)　臨床遺伝専門医が配置されていること。

(4)　臨床検査技師が配置されていること。

(5)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(7)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(8)　当該療養について症例を実施していること。

(9)　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(10)　特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会が平成二十一年二月に作成した遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

(11)　届出月から起算して一年が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

○農林水産省告示第千五百二十三号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十一年四月一日農林水産省告示第四百五十一号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

「千五百二十七億二千二百四万七千円」を「千五百八十九億五千三百九十四万七千円」に改める。

○農林水産省告示第千五百二十四号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百三十二条第二項の規定に基づき、株式会社商品取引所への組織変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条第六号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　商品市場を開設する者

東京穀物商品取引所（組織変更後は株式会社東京穀物商品取引所）

二　上場商品

イ　組織変更前　農産物（大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆及び生糸をいう。）及び砂糖（精糖及び粗糖をいう。）

ロ　組織変更後　農産物（大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）及び砂糖（精糖及び粗糖をいう。）

三　公示することとなった事由

商品取引所法第百三十二条第二項の規定に基づき、株式会社商品取引所への組織変更の認可の申請書の提出があったため。

○経済産業省告示第三百二十三号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を次のように定め、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第五十三号）の施行の日（平成二十一年十一月一日）から適用する。

平成二十一年十月三十日

経済産業大臣　直嶋　正行

○経済産業省告示第三百二十二号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第六号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

経済産業大臣　直嶋　正行

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、その技術を提供することを目的とする取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために利用されることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該技術が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨当該取引の相手方である非居住者若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

経済産業大臣　直嶋　正行